

優和のミニかわら版

(この資料は全部お読みいただいても60秒です)

「主婦の働き方」

昨今、我が国は高齢化が進み、労働人口が減少して深刻な労働力不足となってきています。

また、いまだデフレ傾向からの脱却には至らず、企業にとって人件費の高騰は死活問題にもなりかねません。そんな中で、安い人件費の確保を望む中小企業はパートタイマーの雇用を今後も利用する必要があるでしょう。

昨年の10月には社会保険が130万円から106万円に加入条件の改正がありました。ただし、当面、500名以上の企業に限定されていますので、多くの中小企業には影響が及びません。本年度は所得税の配偶者控除の改正があります。103万円以下から150万円以下に引き上げられます。(平成30年1月より施行予定)

主婦が望む働き方には、

- 1) 100万円の壁 年収が100万円を超えると住民税を支払はなくては行けない。
- 2) 103万円の壁 給与収入が103万円を超えると所得税を支払はねばならない。
また配偶者の所得税で配偶者控除ができなくなる。
- 3) 106万円の壁 500以上の企業に限るが社会保険加入義務が発生する。
- 4) 130万円壁 500人未満の企業は従来通り社会保険加入義務となる。
- 5) 150万円の壁 平成30年からは配偶者控除が引き上げられる見込みです。

主婦は130万円を超えると実質160万以上の収入でないと手取り額が減ってしまうため、150万円の壁はあまり望まない可能性があります。(他の条件が変わりますが)

中小企業にとっては今後は130万円の壁を見据えた雇用対策を立てていく人員の確保をしていく必要があるでしょう。